

●第 26 回広島市都市計画審議会(H20 年 7 月 24 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)土地区画整理事業の変更について (広島市決定)</p>	<p>川内土地区画整理事業</p>	<p>川内土地区画整理事業は、本市の財政状況の悪化などにより事業構築が困難となり、住民の理解を得て土地区画整理事業を実施することが難しい状況となっている。しかし、当該地区の市街地環境は改善すべき課題を依然として有していることから、地区住民と検討を行った結果、地区内の道路整備と建築物等の制限を内容とするまちづくり計画により、良好な市街地環境を形成していくことで合意形成が図られたため、このまちづくり計画を地区計画として決定することにより、川内土地区画整理事業の廃止を行う。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更について (広島市決定)</p>	<p>(1)3・5・716 号 温井線 (2)3・4・709 号 温井松原線 (3)3・3・703 号 川の内線</p>	<p>温井線は、川内土地区画整理事業と同時に計画された路線であり、この土地区画整理事業の廃止にあわせて、当該路線も廃止する。</p> <p>温井松原線は、温井線の廃止に伴い、起点の位置を川の内線との交差点部に変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。</p> <p>【車線数の決定】 2車線</p> <p>川の内線は、温井松原線の起点の位置の変更に伴い、交差点部の隅切りが不要になったことから区域を変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。</p> <p>【車線数の決定】 4車線</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の決定について (広島市決定)</p>	<p>川内北地区</p>	<p>川内土地区画整理事業の中止を前提として、この事業に代わるまちづくり計画の策定について検討を進めた。そして、この度、地元住民と意見交換を重ねた結果として、建築ルールの策定と地区防災道路の整備を内容とするまちづくり計画を取りまとめるに至ったことから、これを地区計画として定めることにより、防災性の向上と良好な市街地環境の形成・保全を図る。</p>

<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更について (広島市決定)</p>	<p>古川リバーサイド地区</p>	<p>古川リバーサイド地区の区域は、古川土地区画整理事業の施行区域と整合した区域となっているため、区域の一部が川内北地区に入り込んだ形状となっている。このため、川内北地区の決定にあわせて、本地区計画の区域の変更を行う。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更について (広島市決定)</p>	<p>川内北地区</p>	<p>川内北地区と古川リバーサイド地区の地区計画決定や変更にあわせて、用途地域を第二種住居地域から第一種住居地域に変更する。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更について (広島市決定)</p>	<p>(1)3・6・787号 中島中野線 (2)3・5・786号 可部宇津線 (3)3・4・741号 高陽可部線</p>	<p>中島中野線は、中島下町屋線を補完し中島地区と中野地区を接続する道路である。この度、可部地区の都市計画道路網について、近年の社会情勢の変化や、周辺都市計画道路等の計画・整備状況などから見直しを行った結果、全線を廃止する。</p> <p>可部宇津線は、中島中野線の廃止に伴い、起点から中島下町屋線までの約310mについて、区域を削除し、起点を中島下町屋線との交差部に変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。</p> <p>【車線数の決定】 2車線</p> <p>高陽可部線は、中島中野線の廃止に伴い、交差部において隅切りが不要になったことから、区域を変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。</p> <p>【車線数の決定】 2車線</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)道路の変更の意見照会について (広島県決定)</p>	<p>(1)3・4・782号 可部浜田線 (2)3・4・783号 中島下町屋線</p>	<p>可部浜田線は、中島中野線の廃止に伴い、起点から中島下町屋線までの約140mについて、区域を削除し、起点を中島下町屋線との交差部に変更する。また、都市計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数を決定する。</p> <p>【車線数の決定】 2車線</p> <p>中島下町屋線は、中島下町屋線の全線廃止や、可部浜田線及び可部宇津線の一部区間の廃止に伴い、これら路線との交差部において隅切りが不要になったことから、区域を変更する。また、都市</p>

		<p>計画法施行令の一部改正に伴い、新たに車線の数 を決定する。</p> <p>【車線数の決定】 2車線</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和 記念都市建設計画)緑地の 変更について (広島市決定)</p>	<p>8号西部河岸緑 地</p>	<p>天満川左岸部分について、高潮護岸が整備され たことにより、護岸の最終形状が明らかになった ため、安全で快適な歩行者空間や憩いの場として、 市民の利用に供するとともに、都市景観の向上を 図ることを目的に、護岸が整備された河川敷の形 状に合わせて、河岸緑地領域の変更を行う。</p> <p>【面積】 約 12.7ha→約 13.3ha</p>